明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務四）　一
〔省　令〕
○国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（財務六五）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立美術館平成二十七事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告　四四

府令・省令

○内閣府・総務省令第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年九月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「次条第六号」を「次条第九号」に改め、同号ロ中「道府県民税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は」を削り、「（同法）を「（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」に改める。

第二条第十二号ロ中「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十五号とし、同条第十号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

第二条第九号中「次号から第十二号まで」を「以下この条」に、「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「若しくは」を「又は」に、「被扶養者」を「被扶養者等」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第七号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

第二条第七号を同条第十号とし、同条第六号ロ中「道府県民税又は」を削り、同号を同条第九号とし、同条第五号中「の申請」の下に「又は同法第百四十七条の二の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請」を加え、同号イ中「被扶養者」を「被扶養者等」に改め、同号ロ中「若しくは」を「又は」に、「被扶養者」を「被扶養者等」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号ハ中「者又は」を「者若しくは」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　健康保険法第百二十八条第一項の日雇特例被保険者に係る療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給、同条第三項の日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料若しくは家族出産育児一時金の支給又は同条第四項の特別療養費の支給の調整に関する事務　当該日雇特例被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報